

重要事項説明書

(通所介護)

利用者：_____様

事業所： リハビリデイサロンMIRAIplus

通所介護重要事項説明書 [令和8年11月1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：リハビリデイサロンMIRAIplus TEL：045-392-8817

担当者：管理者 赤岸 謙

※苦情相談は国保連、各市町村でも行っています。

- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係 TEL：045-329-3447
- ・はまふくコール TEL：045-263-8084 ・戸塚区高齢障害支援課 TEL:045-866-8439
- ・保土ヶ谷区高齢障害支援課 TEL:045-334-6328 ・旭区高齢障害支援課 [TEL:045-954-6115](tel:045-954-6115)
- ・泉区高齢障害支援課 [TEL:045-800-2485](tel:045-800-2485) 港南区高齢障害支援課 TEL:045-847-8415

※横浜市以外の方は、当該市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

2 リハビリデイサロンMIRAIplus の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	リハビリデイサロンMIRAIplus
所在地	神奈川県横浜市戸塚区品濃町550-5 東戸塚ビル3階
介護保険指定番号	通所介護事業 (1470503531号)
サービス提供地域	横浜市戸塚区全域、 横浜市保土ヶ谷区の一部地域（今井町、明神台、上星川1～3丁目、狩場町、川島町、権太坂1～3丁目、境木町、境木本町、西谷1・2丁目、初音ヶ丘、新桜ヶ丘1・2丁目、法泉1～3丁目、花見台、東川島町、藤塚町、仏向町、仏向西） 横浜市泉区の一部地域（池谷、岡津町、桂坂、白百合1～3丁目、新橋町、西が丘1～3丁目、弥生台、領家1～4丁目、中田東1～4丁目、緑園1～7丁目） 横浜市旭区の一部地域（市沢町、左近山、小高町、柏町、桐が作、三反田町、鶴ヶ峰1・2丁目、本宿町、万騎が原、西川島町、南本宿町、二俣川2丁目） 横浜市港南区の一部地域（笹下5～6丁目、下永谷1～6丁目、野庭町、日限山1～4丁目、丸山台1～4丁目、上永谷5・6丁目）

(2) 営業時間

月 ～ 金	9:00 ～ 17:00 1単位目：9:00～12:00 2単位目：13:45～16:45
定休日	土曜、日曜、祝日、8月13日～8月16日、12月30日～1月4日

(3) 職員体制

【各単位】

管理者：1名

生活相談員：1名以上（常勤兼務2名）

看護職員：1名以上（非常勤兼務2名）

介護職員：2名以上（常勤専従2名、常勤兼務3名、非常勤専従2名、非常勤兼務1名）

機能訓練指導員：2名以上（常勤専従1名、非常勤兼務2名）

当事業所の設備

定 員：1単位目：20名、2単位目：20名

ホール：食堂兼機能訓練室（245.35㎡）、事務室、相談室、静養室

送迎車両：7台以上

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、個別に設定した目標及び、身体状況に合わせた機能訓練の提供、ご利用中に必要な介助（歩行誘導やトイレ介助等）、介護サービスに関する適切な助言を行っていきます。

4 利用料金

※通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣または横浜市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

(1) 利用料

介護保険適用	単位数	負担額1割	負担割2割	負担額3割
要介護1	370単位	397円	794円	1190円
要介護2	423単位	454円	907円	1361円
要介護3	479単位	514円	1027円	1541円
要介護4	533単位	572円	1143円	1714円
要介護5	588単位	631円	1261円	1891円
個別機能訓練加算Ⅰ (ロ)	76単位	82円	163円	245円
個別機能訓練加算Ⅱ (月単位で算定)	20単位	22円	43円	65円
科学的介護推進体制加算 (月単位で算定)	40単位	43円	86円	129円
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ(ロ)	月額利用料に11.8%を乗じた額			

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○自費をいただくもの（介護保険適用外）

おむつ・リハビリパンツ費		実費
--------------	--	----

(2) 交通費

原則として、ご利用料金に含まれています。また、サービス提供地域外でも、交通費はいただきません。
送迎を実施しない場合には片道につき「47単位」相応の減額となります。

(3) キャンセル料金

キャンセル料金は頂きません。

(4) 料金の支払方法

原則として、預金口座引き落としとさせていただいております。毎月月末締めとし、翌月20日に引き落とされます。
直接払いまたは銀行振り込みを希望される方はご相談ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約の締結後、初回利用日を決定します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する場合担当ケアマネジャーにお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までにはお伝えいたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕、または要支援と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・ サービスのご利用時は多額の金銭・貴重品類は持参しないでください。また、事業所内外での持ち物（杖・眼鏡・補聴器・財布・金銭・貴金属等）の管理につきましては自己管理となっております。尚、紛失の際には一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
※以上の場合は、同時に担当ケアマネジャーへの報告もさせていただきます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7 事故発生時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、賠償すべき事故の場合、当事業所はご利用者様に対して賠償責任を負うものとします。

8 秘密保持

- (1) 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を記載した、雇用契約を締結するものとする。
- (3) 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者および家族の個人情報サービスを担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

9 非常災害対策

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行います。

10 その他運営についての重要事項

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年2回

1 1 衛生管理

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

1 2 第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ・ 無

直近実施日	年 月 日
評価機関	
評価結果の開示状況	

【会社の概要】

社名 株式会社みらいplus
資本金 100万円
設立 令和8年5月24日
所在地 神奈川県横浜市磯子区洋光台4-13-26
代表者 代表取締役 稲田 仁

【事業内容】

介護保険法に基づく居宅サービス事業／介護保険法に基づく居宅介護支援事業／介護保険法に基づく介護予防サービス事業／介護保険法に基づく日常生活支援事業／介護保険法に基づく第1号通所事業／建設工事業／建築物の外装工事、防水工事の請負／内装仕上げ工事業／前各号に附帯する一切の業務

【事業者】

神奈川県横浜市磯子区洋光台4-13-26
株式会社みらいplus
代表取締役 稲田 仁 印

【事業所】

神奈川県横浜市戸塚区品濃町550-5 東戸塚ビル3階
リハビリデイサロンMIRAIplus（指定番号 1471907830号）

説明日 令和 年 月 日

説明者 伏見 悠

上記内容の説明を行い、同意をいただき交付しました。

同意日 令和 年 月 日

上記内容の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者氏名 印

代理人氏名 _____ 印